

議第64号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 5月15日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1本市が定期的に収集する一般廃棄物の項中「一般廃棄物」の右に「(ふん尿及び鍋, フライパン, やかんその他の小型の金属製の物を除く。)」を加え, 「物 (ふん尿及び鍋, フライパン, やかんその他の小型の金

属製の物を除く。)」を「一般廃棄物」に,

指定袋の容量 10リットル	10
------------------	----

 を

指定袋の容量 10リットル	10
指定袋の容量 20リットル	20

 に改める。

附 則

この条例は, 市規則で定める日から施行する。

提案理由

本市が定期的に収集する一般廃棄物の収集, 運搬及び処分に係る手数料を定める必要があるので提案する。